

宝塚市と第一生命保険株式会社との包括連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携と協働により甲が推進するエイジフレンドリーシティの取組（高齢者にやさしい都市の実現のための取組をいう。以下同じ。）をはじめとして、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、もって、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、エイジフレンドリーシティの取組に係る次の各号に掲げる事項において、保険業法上、許容される範囲内で相互に連携・協力をする。

- (1) 健康増進・介護予防に関すること。
- (2) 社会参加・雇用・いきがづくりに関すること。
- (3) 高齢者の支援に関すること。
- (4) 情報発信に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、エイジフレンドリーシティの取組の推進に関すること。

2 甲及び乙は、前項に規定するエイジフレンドリーシティの取組のほか、本協定の目的を達成するための取組においても相互に連携・協力をする。

3 甲及び乙は、前2項の連携・協力を効果的に推進するため、必要に応じ、調整等を行うことができる。この場合において、その具体的な実施方法については、甲乙協議の上、保険業法に基づき乙の業務として行い得る範囲で、取組ごとに別途取り決める。

4 甲と乙は、第1項及び第2項の連携・協力を推進するに当たり、必要に応じ、近隣市町、他の事業者等との間で連携・協力が図られるよう努めるものとする。

5 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を、自らの責任において誠実に遂行する。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は第1条に定める目的を達成するために、それぞれの協力が必要な場合は原則文書等により要請を行うものとする。

2 甲又は乙は前項に基づき協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（協定の見直し）

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲と乙が協議し、当該事項を変更することができる。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を第三者（第一生命ホールディングス株式会社及びその国内子会社を除く。）に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義等）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲と乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年（2020年）9月17日

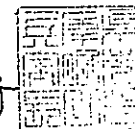
甲

宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長

中川 智子



乙

大阪府大阪市北区中崎西2丁目4番12号

第一生命保険株式会社

大阪北支社長

高山 敏一

